

様

サービス利用契約書

社会福祉法人 城 山 会

地域密着型特別養護老人ホーム 城山苑

地域密着型特別養護老人ホーム城山苑 利用契約書

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人城山会地域密着型特別養護老人ホーム城山苑（以下、「事業者」という。）は、要介護認定を受けた入居者（以下、「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入居者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の7日前までに、入居者又は入居者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、入居者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「地域密着型施設サービス計画」を作成します。

2 事業者は、入居者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標を設定し、「地域密着型施設サービス計画」に基づき計画的に行います。

3 事業者は、入居者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに「地域密着型施設サービス計画」の変更等の対応を行います。

4 事業者は、「地域密着型施設サービス計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を入居者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（サービス内容及びその提供）

入居者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という）に定めたとおりです。

2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、入居者及びその家族に説明し、書面による同意を得た上で、交付します。

- 3 事業者は、「地域密着型施設サービス計画」に基づき、入居者の機能訓練及び入所者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- 4 事業者は、常に入居者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後5年間保管し、入居者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第5条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条（入院期間中の取り扱い）

事業者は、入居者が入所期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から1か月以内に退院することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除いて、概ね3ヵ月以内の退院であれば、円滑に再入所できるようにします。

第7条（居宅介護支援事業者との連携）

事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、入居者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第8条（秘密保持等）

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入所者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第9条（個人情報の保護）

前条の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- 四 施設内の広報物、ホームページの写真等の掲載又は家族会での説明等の場合

- 2 入所者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第10条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 入居者が、施設及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第11条（利用料及びその変更）

入居者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料金を支払います。

2 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。

その際には、事業者は入居者に事前に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、入居者の同意を得ます。

4 事業者が、前項の利用料金の変更（増額又は減額）を行う場合には、入居者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第12条（利用料の支払い）

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の厚生労働大臣の定める基準の割合（以下、「負担割合」という。）をお支払いいただきます。

2 保険料の滞納などにより、サービス費の負担割合の「入居者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

3 事業者は当月の利用料金の請求に明細を付して、翌月末までに入居者に請求し、入居者は、次の方法により支払います。

- (1) 当事業者指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）
- (2) 当事業者指定の金融機関への口座振込

第13条（利用料の滞納）

入居者が正当な理由なく利用料金を3か月以上滞納した場合には、事業者は文書により30日以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援施設と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第14条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 入居者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき
- (2) 入居者が死亡したとき
- (3) 第13条、第15条又は第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第15条（入居者の解約権）

入居者は事業者に対して、契約満了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、施設は入居者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、入居者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、入居者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、入居者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第16条（事業者の解約権）

事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 入居者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第13条による場合
- (3) 入居者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合

- (5) 入居者又はその関係者（以下、「入居者等」という。）の強い介護拒否・自傷他害により、生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、治療の必要がある場合や、通常に対応では予防が困難な場合
- (6) 入居者等からの対応しがたい期待や要望がある場合
- (7) 入居者等が、著しい不信行為や感情的、威圧的な言動で従業者の心理状態に支障をきたす行為によりこの契約を継続することが困難となった場合
- (8) 入居者等が、他の入居者や従業者に対して、暴力行為、ハラスメント行為（セクシュアル・モラル・カスタマー等）、その他の迷惑行為により、介護業務その他の業務の妨げになる行為を行った場合

第17条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援施設に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、入居者に対して必要な援助を行います。

第18条（苦情処理）

事業者は、入居者又はその家族からの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、入居者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 入居者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第19条（代理人）

入居者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第20条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、入居者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第22条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 事業者名

事業者の名称	社会福祉法人 城山会
法人所在地	鹿児島市長田町32番1号
代表者名	理事長 中村佐知子
電話番号	099-219-6030
開設年月日	平成9年12月1日

(2) 提供できるサービスの地域

施設名 地域密着型特別養護老人ホーム城山苑

指定番号 4690101110

所在地 鹿児島市長田町32番1号

管理者の氏名 施設長 村上 英代

電話番号 099-219-6030

FAX番号 099-219-6031

サービスを提供する地域 鹿児島市

(3) 施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	4670101221	50名
短期入所生活介護	平成12年4月1日	4670101221	20名
介護予防短期入所生活介護	平成19年4月1日	4670101221	(介護予防含)
通所介護	平成12年4月1日	4670101403	65名
予防型通所介護	平成19年4月1日	4670101403	(予防・ミニ含)
訪問介護	平成12年5月1日	4670102161	—
予防型訪問介護	平成19年4月1日	4670102161	—
居宅介護支援事業	平成13年4月1日	4670100512	—
グループホーム	平成17年9月1日	4670104555	18名
配食サービス	(介護保険対象外)	—	—
ユニット型特別養護老人ホーム	平成30年5月1日	4670112269	30名

(4) 施設の従業者体制

職 種	職務の内容	員 数	区 分				常勤換 算人数	指定 基準	保有資格
			常勤		非常勤				
			専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施 設 長	業務の一元的な管理	1		1			1	1	
事 務 員		4		4			4	1	
ソーシャルワ ーカー（生活相談 員）	生活相談及び指導	2		2			1	1	社会福祉士 1名 介護福祉士 1名
介護支援専門員		1		1			1	1	介護支援専門員 1名
ケアワーカー （介護職員）	介護業務	13	13				13	7	介護福祉士 7名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生 と機能のチェック及び指 導、保健衛生管理	2	2				2	1	正看護師 2名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康 維持のための指導	1		1			1	1	言語聴覚士 1名
医 師	健康管理及び療養上の指導	1			1		0.2	(1)	医 師 1名
栄 養 士	食事の献立作成、栄養計算、 栄養指導等	2		2			1.6	1	管理栄養士 2名

※令和3年9月1日現在

(5) 職種の勤務体制

職 種	勤 務 態 勢	休暇
施 設 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤	月9日
事務職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤	月9日
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤	月9日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤	月9日
ケアワーカー （介護職員）	早出（7：00～16：00） 1日あたり2名以上 日勤（8：30～17：30） 1日あたり2名以上 遅出（10：00～19：00） 1日あたり2名以上 夜勤（17：00～翌9：00） 1日あたり2名	月9日
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	月9日
医 師(嘱託)	月曜～金曜のうち週3日以上（1日2時間）	—
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	月9日

(6) 設備の概要 定員 20名

①土地・建物

敷地		7,235.62㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	延べ床面積	1,032.35㎡

②居室

居室の種類	数	面積	1人あたり面積
1人部屋	16室	13.95㎡	13.95㎡
1人部屋	4室	13.38㎡	13.38㎡

③主な設備

設備の種類	数	面積
リビング	2室	40.74㎡×2
交流ホール	1ヶ所	135.2㎡
浴室	2室	13.31㎡×1、8.43㎡×1
脱衣所	2室	7.64㎡×2

3. サービスの内容

(1) 基本サービス（介護保険給付サービス）

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none">管理栄養士の管理指導の元に、入居者の健康状態及び身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。身体状況及び健康状態に配慮し、出来るだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。適温で温かい食事を食べていただけるように配慮します。 <p>[食事時間] 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～19:00</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none">入居者の身体的機能及び精神的機能を把握し、ニーズに応じた適切な排泄介助を行うと共に、自立に向けた排泄援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none">身体状況ならびに健康状態に応じて、一般浴、特殊浴、清拭等を行い身体の保清に努めます。
離床着替え整容等	<ul style="list-style-type: none">計画的な機能訓練、レクリエーション行事等の実践により、日常生活にメリハリをもてるように努めます。モーニングケア、ナイトケアの徹底により平常着と寝衣の着替えを行うように配慮します。ドライクリーニングや特殊な扱いが必要な衣類の持ち込みはご遠慮ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期のリネン交換は週1度行い、汚染時の交換は随時行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師ならびに理学療法士・作業療法士・看護職員の指導のもと、看護・介護職員により、入居者の状況に適合した機能訓練・生活動作訓練を行います。事業者の保有するリハビリ器具を使用、ゲームやカラオケ、創作活動を行います。 <p>[当施設の保有するリハビリ器具]</p> <p>歩行器 5台 平行棒台 1台 牽引滑車運動器 2台 階段昇降練習機 1台 等々</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医師が健康管理及び療養上の指導を行います。(定期回診週3回程度) ・ 看護職員が健康管理及び療養上のお世話を行い、体調不良などのある場合は必要に応じ受診介助を行います。 <p>また、緊急な医療上の必要性がある場合は、嘱託医と連携し主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎし、入居者の心身等の情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者が外部医療機関を受診する場合は、ご家族様のご同伴をお願いします。 <p>また、職員による介添え(送迎・引継ぎ)について出来るだけ配慮します。</p> <p>(定期通院等のご家族でのご対応をお願いする場合があります)</p> <p>[当施設の嘱託医]</p> <p>氏名 西本 佳代 / 中村(哲) 産婦人科・内科 医師</p> <p>診療科 内科・婦人科</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入居者及びそのご家族から、入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ・ 定期的(入居時やケアプラン見直し時期等)あるいは必要に応じて、入居者及びご家族と面談し、意向を全面的に介護サービスに反映することを努めます。 <p>[相談窓口]</p> <p>介護支援専門員 米山 達也</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所横に、ご意見箱を設置。定期的に開封し、検討していきます。 ・ 南日本新聞、日本経済新聞及び週刊誌等を定期購読。ならびにテレビの設置。 ・ 当施設では、施設内での日常生活を心豊かで実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 <p>[主なレクリエーション行事]</p> <p>誕生会(毎月1回)、初詣、花見、運動会、夏祭りなどの季節行事の他、買い物や近隣施設などにも出かけます。</p> <p>※レクリエーションや行事については、別途費用がかかる場合があります。</p>
管理代行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設での社会生活を円滑におこなっていただくために、入居の際に次のものを入居者及び家族に代わって保管させていただきます。 <p>(1) 介護保険被保険者証【原本】</p> <p>(2) 後期高齢者医療被保険者証(国民健康保険被保険者証)【原本】</p> <p>(3) その他、特に必要と思われるもの</p>

(2) 介護保険給付外サービス

- ①食事の提供に要する費用
- ②居住に要する費用
- ③理美容サービス 毎月1回、理容師の出張による理容サービスが利用できます。
※利用の際は実費負担となります。
- ④入居者の選定により提供するもの

(3) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後、5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	毎日（土・日曜日・祝日を除く）午前9時～午後5時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、実費額を負担していただきます。
計画作成までのサービス	日常生活が快適に安心して送れるよう適切な各種サービスを提供いたします。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

□介護報酬告示額

(1) 介護保険給付対象サービス（要介護 1・2・3・4・5）

施設介護サービス費 (10割負担)	利用者負担金 (負担割合証参照)	算定根拠（単価×30日の場合）
円	円	施設介護サービス費

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

※保険料を滞納した場合は、いったん利用者が施設介護サービス費（10割）を支払い、市に対して保険給付分利用者負担金（10割）を支払う。その後市に対して保険給付分（負担割合証参照）を請求していただくことになります。

(2) その他介護給付サービス加算（負担割合が1割の場合）

ア、初期加算 1日 30円

利用者が新規に入居及び1ヶ月以上の入院後再び入居した場合、30日加算。

イ、入院・外泊時加算 1日 246円

利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算(但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。

ウ、栄養マネジメント加算 1日 11円

栄養ケア計画を作成し、栄養管理が実行され、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直している場合に加算。

エ、個別機能訓練加算（I） 1日 12円

機能訓練指導員等が入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいて機能訓練を行っている場合に加算。

オ、個別機能訓練加算（Ⅱ） 1日 20円

上記に加え LIFE を用いて厚生労働省に提出している場合。

カ、若年性認知症入所者受入加算 1日 120円

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別担当者を定め、その者を中心に、サービス提供を行った場合(提供者のみ)。

キ、看護体制加算(Ⅰ) 1日 12円：常勤の正看護師を1名配置。

ク、看護体制加算(Ⅱ) 1日 23円：常勤の看護職員を基準より多く配置。

ク、看取り介護体制加算（Ⅱ）

医師が終末期にあると判断した入所者について、医師・看護師・介護職員等が協働し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、加算。

1日 144円（死亡日以前4～30日）

1日 780円(死亡日の前日・前々日)

1日 1,580円（死亡日）

ケ、療養食加算 1日3食 1食6円（対象者のみ）

医師が発行する食事箋に基づいて提供した療養食について加算。

コ、夜勤職員配置加算 1日 46円：夜勤帯に介護職員・看護職員を基準以上配置。

サ、日常生活継続支援加算 1日 46円

算定前6月間又は前12月間における新規入居者の総数のうち、要介護4・要介護5の占める割合が70%以上又は介護を要する認知症の入所者の占める割合が65%以上である。介護福祉士を常勤換算方法で、介護職員の60%以上であること。

シ、処遇改善加算 所定単位×14%/月

ス、科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50円/月

基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に報告した場合について加算。

セ、ADL維持等加算（Ⅰ） 30円/月 （Ⅱ） 60円/月

（Ⅰ）施設利用期間を超えた場合にADLを評価し毎月厚生労働省に提出している場合。

（Ⅱ）上記を満たす以外にADL利得の平均値が3以上である場合。

ソ、配置医師緊急時対応加算（1）325円/回・（2）650円/回・（3）1,300円/回

病状の急変等に対する医師の対応を行った場合（1）勤務時間外の場合、（2）早朝夜間の場合、（3）深夜の場合。

（3）介護保険給付対象外のサービス

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	月 額	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②

食事の提供に要する費用	43,350 円	1 日 1,445 円	1 日 300 円	1 日 390 円	1 日 650 円	1 日 1,360 円
-------------	----------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

※上記の記載、第 1～3 段階につきましては補足的給付受給限度額、第 4 段階につきましては食費の基準費用額の表示です。

②居住に要する費用(光熱水費相当額)

1 日当たりの利用料(居住費)

	月 額	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
居住(滞在)に要する費用	61,980 円	1 日 2,066 円	1 日 880 円	1 日 1370 円	1 日 1,370 円

※上記の記載、第 1～3 段階につきましては補足的給付受給限度額、第 4 段階につきましては居住費の基準費用額の表示です。

③理容サービス (月に 1 回) : カット 1,600 円

④入居者の選定により提供するもの

※日常生活に要する費用で、本人に負担していただくことが適切であるもの

区 分	利用者負担金
1、レクリエーション代	実費負担 (参加者のみ)
2、健康管理費 (予防接種費用等)	実費負担

(4) 利用者負担金の支払い方法

上記、入居者負担金の支払いは、毎月 20 日までに月単位で請求させていただきます。

お支払い方法は、下記の通りとし、毎月末日までにお支払いください。

[原則]自動口座引き落とし	ご指定の銀行口座より毎月 25 日に引き落としとします
---------------	-----------------------------

お支払いは原則、自動口座引き落としとさせていただきます。(引落手数料は、法人負担です。)

※銀行振り込み	肥後銀行 鹿兒島支店 普通預金口座 口座番号 1143837 口座名義 社会福祉法人城山会 理事長 中村佐知子
---------	---

※口座引き落としができない等、特別な事情がある方は、事前にご相談ください。

(5) 領収書の発行

事業者は、入居者等からお支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(6) サービス提供証明書の発行

事業者は、入居者等から利用者負担金の支払いを受け、証明書の発行を求められた際は、入居者等に対し、提供した老人福祉施設介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載した

「サービス提供証明書」を交付いたします。

(7) 居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。

※ 契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室を明け渡された日までの期間に係る所定の利用者負担金をお支払い頂きます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 19時以降の訪問時は、あらかじめ、お電話ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰苑時間を職員に申し出てください。その際、必ず「連携書」を事前に記載し、提出してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	敷地内での喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入居者の居室等には立入らないようにして下さい。入居者のみならず、その関係者も謹んでください。
所持品の管理	最小限にしてください。
現金等の管理	施設では管理できません。
宗教活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。

非常時の対応	別途定める「地域密着型特別養護老人ホーム城山苑 消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「地域密着型特別養護老人ホーム城山苑 消防計画」にのっとり年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと、入居者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	火災報知器	2	非常灯	25
	誘導灯	8	屋内消火栓	4
	ガス漏れ警報機	2	スプリンクラー	

	感知器	6 2	(スプリンクラーヘッド)	1 1 2
	※カーテン等は、防災仕様ものを使用しています。			
消防計画	防災管理者 : 事務次長 山野博貴			

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

また、緊急搬送を要する場合において、夜間及びやむを得ない状況下では、職員による同行（同乗）が行えない場合もあります。

その場合には市町村等の救急車や医療機関と連携し必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び以下従業者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

事業者のご利用に当たっての苦情ご不満等につきましては、下記までご連絡ください。

ご利用相談窓口	担 当 : 生活相談員 米山 達也
	解決責任者 : 施設長 村上 英代
	受付日時 : 随 時 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	連 絡 先 : TEL 0 9 9 - 2 1 9 - 6 0 3 0
	鹿児島市介護保険課給付係 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 TEL 0 9 9 - 2 1 6 - 1 2 8 0
	鹿児島県国民健康保険団体連合会 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 TEL 0 9 9 - 2 1 3 - 5 1 2 2
福祉サービス運営適正化委員会 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 TEL 0 9 9 - 2 8 6 - 2 2 0 0	

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

中村(哲)産婦人科・内科	所在地	鹿児島市樋之口町3-7
	電話番号	099-223-2236
	診療科目	婦人科・内科
市来歯科医院	所在地	鹿児島市山之口町5-6
	電話番号	099-226-6254
	診療科目	歯科

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入所者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者様に故意又は過失が認められた場合には、入居者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの開始に当たり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 鹿児島市長田町32番1号
事業所名 地域密着型特別養護老人ホーム城山苑
指定番号 4690101110
管理者名 施設長 村上英代 印
電話番号 099-219-6030
FAX 099-219-6031
説明者 所属 地域密着型特別養護老人ホーム城山苑
氏名 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスについて重要事項に関する説明を受け契約の内容に同意し、契約書の交付を受けました。

入居者

住所 _____

氏名 _____ 印

入居者代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

家族代表

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)